

【資料1】

茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定 平成21年11月 6日

（目的）

第1条 茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、茨城県水戸県央交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

【資料1】

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は告示により当該特定地域を指定した期間までとする。ただし、第5条11の規定により会長が協議会を開催することを構成員に通知した場合に限り任期を協議会の開催日まで延長することとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)、(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

茨城県知事・関係市町村長又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

茨城県ハイヤー・タクシー協会会長・交通圏のタクシー事業者の代表者

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 山田 稔(茨城大学准教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 茨城県警察本部 交通部 交通規制課長

② 茨城労働局 労働基準部 監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 企画室長

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することできるものとし、かつ、前項の(5)、(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

【資料1】

- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与える者とし議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が充特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものと

【資料1】

し、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「15日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「20日前」とあるのは「7日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則（一部改正）

この要綱は、平成21年12月11日より適用する。

附則（一部改正）

この要綱は、平成24年12月7日より適用する。

附則（一部改正）

この一部改正平成26年1月24日より適用する。

附則

この一部改正平成26年 月 日より適用する。

茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定 平成21年11月 6日

（目的）

第1条 茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、茨城県県南交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

【資料1】

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は告示により当該特定地域を指定した期間までとする。ただし、第5条11の規定により会長が協議会を開催することを構成員に通知した場合に限り任期を協議会の開催日まで延長することとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)、(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

茨城県知事・関係市町村長又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

茨城県ハイヤー・タクシー協会会長・交通圏のタクシー事業者の代表者

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 山田 稔(茨城大学准教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 茨城県警察本部 交通部 交通規制課長

② 茨城労働局 労働基準部 監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 企画室長

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することできるものとし、かつ、前項の(5)、(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

【資料1】

- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与える者とし議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が充特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものと

【資料1】

し、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「15日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「20日前」とあるのは「7日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則（一部改正）

この要綱は、平成21年12月11日より適用する。

附則（一部改正）

この要綱は、平成24年12月7日より適用する。

附則（一部改正）

この一部改正平成26年1月24日より適用する。

附則

この一部改正平成26年 月 日より適用する。

茨城県西交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定 平成21年11月 6日

（目的）

第1条 茨城県西交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、茨城県西交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

【資料1】

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は告示により当該特定地域を指定した期間までとする。ただし、第5条11の規定により会長が協議会を開催することを構成員に通知した場合に限り任期を協議会の開催日まで延長することとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)、(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

茨城県知事・関係市町村長又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

茨城県ハイヤー・タクシー協会会長・交通圏のタクシー事業者の代表者

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 山田 稔(茨城大学准教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 茨城県警察本部 交通部 交通規制課長

② 茨城労働局 労働基準部 監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 企画室長

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することできるものとし、かつ、前項の(5)、(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

【資料 1】

- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は第 4 条の構成員の任期に準ずる。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の 15% を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第 4 条第 1 項 (2) 及び (3) 掲げる構成員はその区分毎に 1 個の議決権を、その他の構成員については各自 1 個の議決権を与える者とし議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総 台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が充特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第 4 条第 1 項 (3) に掲げる構成員はその区分毎に 1 個の議決権を、その他の構成員については、各自 1 個の議決権を与えるものと

【資料1】

し、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「15日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「20日前」とあるのは「7日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則（一部改正）

この要綱は、平成21年12月11日より適用する。

附則（一部改正）

この要綱は、平成24年12月7日より適用する。

附則（一部改正）

この一部改正平成26年1月24日より適用する。

附則

この一部改正平成26年 月 日より適用する。

【資料1】

茨城県県北交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定 平成22年 6月11日

（目的）

第1条 茨城県県北交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、茨城県県北交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

【資料 1】

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は告示により当該特定地域を指定した期間までとする。ただし、第5条11の規定により会長が協議会を開催することを構成員に通知した場合に限り任期を協議会の開催日まで延長することとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)、(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

茨城県知事・関係市町村長又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

茨城県ハイヤー・タクシー協会会長・交通圏のタクシー事業者の代表者

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 山田 稔(茨城大学准教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 茨城県警察本部 交通部 交通規制課長

② 茨城労働局 労働基準部 監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 企画室長

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することできるものとし、かつ、前項の(5)、(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

【資料1】

- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与える者とし議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が充特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものと

【資料1】

し、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「15日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「20日前」とあるのは「7日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則（一部改正）

この要綱は、平成24年12月7日より適用する。

附則（一部改正）

この一部改正平成26年1月24日より適用する。

附則

この一部改正平成26年 月 日より適用する。

関自旅二第1650号
平成26年2月6日

茨城県水戸県中央交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長

運賃の範囲の指定に関する通知について

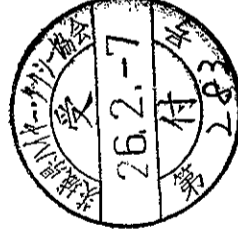
標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

茨城県南交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長

運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

茨城県東西交通圏タクシー特定地域協議会長 殿

関東運輸局長

運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

茨城県県北交通圏タクシー特定地域協議会長 殿



関東運輸局長

運賃の範囲の指定に関する通知について

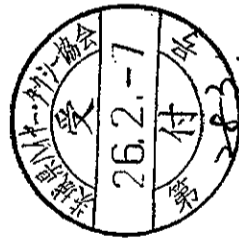
標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日



水戸県中央、県南、県西、及び県北交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	初乗運賃 2.0km	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	30 分 4,290 円
B 運賃	800 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	30 分 4,240 円
C 運賃	790 円	252 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 4,180 円
D 運賃	780 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	30 分 4,130 円
E 運賃	770 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	30 分 4,080 円
F 運賃	760 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	30 分 4,030 円
G 運賃	750 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,970 円
H 運賃	740 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,920 円
I 運賃	730 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,870 円
下限運賃				30 分 3,810 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	初乗運賃 2.0km	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	263 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	30 分 3,860 円
B 運賃	760 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,810 円
C 運賃	750 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,760 円
D 運賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,710 円
E 運賃	730 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	30 分 3,660 円
F 運賃	720 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30 分 3,610 円
G 運賃	710 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30 分 3,560 円
下限運賃	700 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30 分 3,460 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	初乗運賃 2.0km	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	30 分 2,910 円
D 運賃	700 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	30 分 2,870 円
E 運賃	690 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	30 分 2,830 円
F 運賃	680 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	30 分 2,790 円
下限運賃	670 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	30 分 2,740 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

◆タクシー事業の適正化及び活性化に係る今までの取組みについて

1. 特定事業計画申請・認定状況

										平成26年1月31日現在
営業区域名	地域計画合意	事業者数 (H26.1末現在)	申請状況				認定状況			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定者数	うち事業再構築を定めた者		
				申請者数	減車数	休車数		認定者数	減車数	休車数
水戸県央交通圏	H22.3.12	45	45	17	30	2	45	17	30	2
県南交通圏	H22.3.19	74	74	18	30	0	74	18	30	0
県西交通圏	H22.4.22	48	47	10	12	1	47	10	12	1
県北交通圏	H22.9.16	33	32	15	41	1	32	15	41	1

営業区域名	基準車両数 ①	現在車両数 ②	減車率 ②/①	申請された減・休車が 全て実施された場 ③	減車率 ③/①	適正と考えられる 車両数	基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖離
水戸県央交通圏	855	761	11.0%	761	11.0%	600 ~ 650	約24% ~ 約30%
県南交通圏	1,068	939	12.1%	939	12.1%	700 ~ 850	約20% ~ 約35%
県西交通圏	477	403	15.5%	403	15.5%	300 ~ 350	約26% ~ 約37%
県北交通圏	544	490	9.9%	490	9.9%	350 ~ 460	約15% ~ 約35%

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

①水戸県央交通圏 1 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
① タクシーサービスの活性化			
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	40	29	72.5
サービス向上のための教育・研修の充実	42	40	95.2
地理教育の徹底	36	26	72.2
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	42	39	92.9
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	43	38	88.4
チャイルドシートの導入	33	25	75.8
ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	15	11	73.3
事業者における自社WEBサイトの開設	22	12	54.5
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	41	14	34.1
高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓	1	0	0.0
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	35	25	71.4
② 安全性の維持・向上			
運輸安全マネジメント講習の受講	33	16	48.5
映像記録型ドライブレコーダーの導入	24	9	37.5
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	23	19	82.6
アルコールチェッカーの導入	34	21	61.8
安全運転講習会の受講	39	37	94.9
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	4	3	75.0
街頭指導の推進	35	32	91.4
③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上			
地方自治体主体の運行による他の交通機関との連携による新たなサービスの創出	3	0	0.0
輸送障害時における代替輸送の連携強化	29	20	69.0

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

①水戸県央交通圏 2 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
④ 観光への取組み			
観光タクシーの運行	11	2	18.2
従来型とは違う観光ルートの創出	18	4	22.2
観光ドライバーの育成	27	20	74.1
観光タクシー乗務員講習会の実施	22	17	77.3
接客サービス講習会の実施	41	38	92.7
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	43	42	97.7
観光モデル事業への取組み	7	5	71.4
⑤ 環境問題への貢献			
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	3	1	33.3
アイドリングストップ運動の推進	33	16	48.5
ノーマイカーデーの推進	31	8	25.8
⑥ 防災・防犯対策への貢献			
都市における治安維持への協力	40	35	87.5
都市における防災への協力	41	37	90.2
都市における防犯への協力	40	32	80.0
こども110番への協力	42	36	85.7
⑦ 事業経営の活性化、効率化			
部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	29	9	31.0
⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上			
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	30	8	26.7
若年労働者の積極的な雇用の促進	33	13	39.4
防犯訓練の実施	34	17	50.0
防犯カメラの導入	10	1	10.0
防犯仕切版の導入	32	21	65.6

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

① 県南交通圏 1 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
① タクシーサービスの活性化			
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	45	31	68.9
サービス向上のための教育・研修の充実	51	45	88.2
地理教育の徹底	38	29	76.3
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	54	51	94.4
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	61	56	91.8
チャイルドシートの導入	16	14	87.5
ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	1	1	100.0
事業者における自社WEBサイトの開設	6	4	66.7
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	41	27	65.9
② 安全性の維持・向上			
運輸安全マネジメント講習の受講	8	7	87.5
映像記録型ドライブレコーダーの導入の促進	6	6	100.0
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	9	7	77.8
アルコールチェッカーの導入	27	21	77.8
安全運転講習会の受講	21	18	85.7
交通事故ゼロ運動等の実施	31	21	67.7
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	52	48	92.3
③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上			
輸送障害時における代替輸送の連携強化	21	15	71.4

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

① 県南交通圏 2 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
④ 観光への取組み			
観光ルートの創出	1	1	100.0
接客サービス講習会の実施	39	37	94.9
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	55	51	92.7
⑤ 環境問題への貢献			
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	1	1	100.0
アイドリングストップ運動の推進	40	30	75.0
ノーマイカーデーの推進	5	5	100.0
⑥ 防災・防犯対策への貢献			
都市における治安維持への協力	60	57	95.0
都市における防災への協力	63	59	93.7
都市における防犯への協力	61	58	95.1
こども110番への協力	64	57	89.1
⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上			
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	5	3	60.0
防犯訓練の実施	40	33	82.5
防犯カメラの導入の促進	3	3	100.0
防犯仕切版の導入	6	4	66.7

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

① 県西交通圏 1 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
① タクシーサービスの活性化			
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	26	17	65.4
サービス向上のための教育・研修の充実	30	27	90.0
地理教育の徹底	27	23	85.2
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	26	26	100.0
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	35	32	91.4
チャイルドシートの導入	12	12	100.0
事業者における自社WEBサイトの開設	5	3	60.0
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	17	11	64.7
高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓	1	1	100.0
② 安全性の維持・向上			
運輸安全マネジメント講習の受講	6	3	50.0
映像記録型ドライブレコーダーの導入	3	3	100.0
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	2	2	100.0
アルコールチェッカーの導入	5	4	80.0
安全運転講習会の受講	20	19	95.0
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	21	18	85.7
③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上			
輸送障害時における代替輸送の連携強化	12	10	83.3
④ 観光への取組み			
観光ルートの創出	7	3	42.9
接客サービス講習会の実施	11	9	81.8
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	29	26	89.7

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

① 県西交通圏 2 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
⑤ 環境問題への貢献			
アイドリングストップ運動の推進	23	20	87.0
ノーマイカーデーの推進	3	3	100.0
⑥ 防災・防犯対策への貢献			
都市における治安維持への協力	29	27	93.1
都市における防災への協力	30	27	90.0
都市における防犯への協力	30	27	90.0
こども110番への協力	32	29	90.6
⑦ 事業経営の活性化、効率化			
部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	6	6	100.0
⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上			
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	6	4	66.7
防犯訓練の実施	13	13	100.0
防犯カメラの導入	1	1	100.0
防犯仕切版の導入	3	2	66.7

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

① 県北交通圏 1 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
① タクシーサービスの活性化			
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	29	8	27.6
サービス向上のための教育・研修の充実	31	24	77.4
地理教育の徹底	22	11	50.0
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	32	28	87.5
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	31	27	87.1
チャイルドシートの導入	2	2	100.0
ユニバーサルデザイン車両の導入促進	1	0	0.0
事業者における自社WEBサイトの開設	3	2	66.7
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	29	8	27.6
高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓	3	1	33.3
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	21	10	47.6
② 安全性の維持・向上			
運輸安全マネジメント講習の受講	19	7	36.8
映像記録型ドライブレコーダーの導入	3	2	66.7
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	4	3	75.0
アルコールチェッカーの導入	10	7	70.0
安全運転講習会の受講	23	20	87.0
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	17	16	94.1
街頭指導の推進	21	16	76.2
③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上			
輸送障害時における代替輸送の連携強化	10	3	30.0

2. 特定事業の項目ごとの実施状況

① 県北交通圏 2 / 2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)	実施者数	実施率(%)
④ 観光への取組み			
観光タクシーの運行	4	1	25.0
従来型とは違う観光ルートの創出	4	1	25.0
観光ドライバーの育成	10	7	70.0
観光タクシー乗務員講習会の実施	6	6	100.0
接客サービス講習会の実施	3	3	100.0
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	18	16	88.9
⑤ 環境問題への貢献			
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	4	2	50.0
アイドリングストップ運動の推進	9	3	33.3
ノーマイカーデーの推進	1	0	0.0
⑥ 防災・防犯対策への貢献			
都市における治安維持への協力	26	23	88.5
都市における防災への協力	26	21	80.8
都市における防犯への協力	11	10	90.9
こども110番への協力	31	27	87.1
⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上			
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	2	1	50.0
若年労働者の積極的な雇用の促進	1	0	0.0
健康診断の充実	5	2	40.0
防犯訓練の実施	13	6	46.2
防犯仕切版の導入	3	1	33.3

3. ①【水戸県中央交通圏】

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況

平成26年1月末現在

事業者名	基準車両数 ① ※H20.7.11 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシ-新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ① - ⑤	削減率 (①-⑤) / ①
栄タクシー(有)	9	8		2		2	6	3	33.3%
(有)関東タクシー	10	9		2		2	7	3	30.0%
常盤交通(有)	16	12				0	12	4	25.0%
湊第一交通(有)	18	16		2		2	14	4	22.2%
丸金タクシー(有)	11	10	1			0	9	2	18.2%
関東水戸タクシー(株)	72	68	9			0	59	13	18.1%
(合資)太陽タクシー	6	6	1			0	5	1	16.7%
日立電鉄タクシー(株)	24	24		4		4	20	4	16.7%
勝田タクシー(合資)	18	18	2	1		1	15	3	16.7%
観光第一交通(株)	41	38		3		3	35	6	14.6%
ファースト交通(有)	7	6				0	6	1	14.3%
(有)久保田タクシー	7	6				0	6	1	14.3%
茨城第一交通(株)	36	33		2		2	31	5	13.9%
(株)グリーン交通なか常陽	22	21	2			0	19	3	13.6%
(有)グリーン交通茨城	53	47		1		1	46	7	13.2%
(有)子ヶータクシー	17	17		2		2	15	2	11.8%
(有)SUN観光シンヤ	26	23				0	23	3	11.5%
(株)千波タクシー	26	26		2	1	3	23	3	11.5%
水戸交通(有)	9	9		1		1	8	1	11.1%
石川タクシー(有)	9	9	1			0	8	1	11.1%
NK観光(有)	45	42		1	1	2	40	5	11.1%
(有)CSKグリーンタクシー	29	26				0	26	3	10.3%
新星自動車(株)	68	64		3		3	61	7	10.3%
(株)第一常陽タクシー	20	18				0	18	2	10.0%
岩間タクシー(有)	10	9				0	9	1	10.0%
(有)常東タクシー	10	10		1		1	9	1	10.0%
(有)平須タクシー	11	11	1			0	10	1	9.1%
(株)さくら交通	11	10				0	10	1	9.1%
(有)友部ハイヤー	12	12		1		1	11	1	8.3%
(有)東海タクシー	13	13		1		1	12	1	7.7%
(有)本町タクシー	15	15		1		1	14	1	6.7%
(有)赤塚ハイヤー	15	14				0	14	1	6.7%
関東ハイヤー(株)	17	16				0	16	1	5.9%
茨城オート(株)	39	37				0	37	2	5.1%
(有)サンタクシー	20	20				0	20	0	0.0%
(有)台町タクシー	7	7				0	7	0	0.0%
(有)内原タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
山本タクシー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
広浦交通(有)	4	4				0	4	0	0.0%
(有)常澄タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
(有)双葉タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
平和タクシー(有)	5	5				0	5	0	0.0%
(有)SUS	16	16				0	16	0	0.0%
(有)佐和タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
(株)さわやか交通	24	33				0	33	-9	-37.5%

3. ②【県南交通圏】

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況

平成26年1月末現在

事業者名	基準車両数 ① ※H21.7.17 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシ-新法による 事業再構築削減数 ④		事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後の 供給力削減状況		
				減車数	休車数		削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①	
									合計
(有)上田タクシ-	22	19	7			0	12	10	45.5%
(有)阿波タクシ-	5	5	2			0	3	2	40.0%
亀城観光自動車(有)	24	22	6			0	16	8	33.3%
(有)太陽タクシ-	7	6	1			0	5	2	28.6%
龍ヶ崎合同タクシ-(株)	9	9	2			0	7	2	22.2%
土浦第一交通(株)	38	34	3	1		1	30	8	21.1%
関鉄ハイヤー(株)	24	22	3			0	19	5	20.8%
佐藤タクシ-(有)1	5	5	1			0	4	1	20.0%
(有)美野里タクシ-	5	5	1			0	4	1	20.0%
小坂タクシ-(有)	21	18	1			0	17	4	19.0%
布川交通(有)	11	10		1		1	9	2	18.2%
三昇交通(有)	11	11	2			0	9	2	18.2%
(有)井嶋タクシ-	30	27		2		2	25	5	16.7%
豊島運輸(有)	6	6	1			0	5	1	16.7%
(有)大和タクシ-	31	29	3			0	26	5	16.1%
神立ハイヤー(有)	34	32		3		3	29	5	14.7%
昭和タクシ-(有)	7	7		1		1	6	1	14.3%
(有)富士タクシ-	7	6				0	6	1	14.3%
荒川沖ハイヤー(株)	49	44	1	1		1	42	7	14.3%
関鉄土浦タクシ-(株)	35	33	2	1		1	30	5	14.3%
(有)寺原タクシ-	15	15		2		2	13	2	13.3%
(有)稲戸井タクシ-	15	15	2			0	13	2	13.3%
(有)カスミ交通	23	21		1		1	20	3	13.0%
土浦観光ハイヤー(有)	16	15	1			0	14	2	12.5%
落合交通(有)	8	7				0	7	1	12.5%
(有)福原タクシ-	8	7				0	7	1	12.5%
新興タクシ-(有)	16	16		2		2	14	2	12.5%
北相タクシ-(株)	25	25	1	2		2	22	3	12.0%
大曽根タクシ-(株)	50	47		3		3	44	6	12.0%
(有)上郷タクシ-	17	17		2		2	15	2	11.8%
土浦タクシ-(株)	53	50		3		3	47	6	11.3%
(有)平安交通	9	8				0	8	1	11.1%
植松タクシ-(有)	9	9		1		1	8	1	11.1%
(有)新町タクシ-	9	8				0	8	1	11.1%
(有)佐藤タクシ-2	27	26	2			0	24	3	11.1%
霞ヶ浦交通(有)	9	9	1			0	8	1	11.1%
横川自動車(有)	19	17				0	17	2	10.5%
関鉄県南タクシ-(株)	38	36		2		2	34	4	10.5%
日本貿易運輸(株)	10	9				0	9	1	10.0%
(有)躍進タクシ-	10	9				0	9	1	10.0%
(有)佐貫タクシ-	11	10				0	10	1	9.1%
(有)取手合同タクシ-	24	24	2			0	22	2	8.3%
(有)中央タクシ-1	12	12		1		1	11	1	8.3%
関東ハイヤー(有)	16	15				0	15	1	6.3%
江戸崎合同ハイヤー(株)	17	17	1			0	16	1	5.9%
守谷タクシ-(有)	24	24		1		1	23	1	4.2%
羽島駅前ハイヤー(有)	11	11				0	11	0	0.0%
(有)天川タクシ-	12	12				0	12	0	0.0%

事業者名	基準車両数 ① ※H21.7.17 現在の車両数	特定事業計 画申請時の 車両数 ②	運送法に よる減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④		事業再構築突 施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後 の供給力削減状況 (①-⑤)/①	
				減車数	休車数		削減数 ①-⑤	削減率
㈱千代田タクシー	9	9			0	9	0	0.0%
石岡地区通運㈱	24	24			0	24	0	0.0%
小川交通㈱	13	13			0	13	0	0.0%
登坂タクシー(有)	6	6			0	6	0	0.0%
さくら住宅㈱	5	5			0	5	0	0.0%
柿岡合同ハイヤー(有)	2	2			0	2	0	0.0%
㈱松見タクシー	18	18			0	18	0	0.0%
㈱旭タクシー	7	7			0	7	0	0.0%
戸頭交通㈱	8	8			0	8	0	0.0%
㈱大和根タクシー	2	2			0	2	0	0.0%
青野 正明(金江津タクシー)	2	2			0	2	0	0.0%
谷田部合同タクシー(有)	3	3			0	3	0	0.0%
新栄タクシー(有)	8	8			0	8	0	0.0%
㈱東タクシー	4	4			0	4	0	0.0%
㈱常陽観光タクシー	8	8			0	8	0	0.0%
つくばタクシー㈱	3	3			0	3	0	0.0%
(株)アジ急	10	10			0	10	0	0.0%
長峰タクシー(有)	6	6			0	6	0	0.0%
㈱石岡ハイヤー	8	8			0	8	0	0.0%
㈱ムツミ観光自動車	2	2			0	2	0	0.0%
㈱美並タクシー	5	5			0	5	0	0.0%
㈱絹西タクシー	3	3			0	3	0	0.0%
ロイヤル㈱	5	5			0	5	0	0.0%
さくら自動車(株)	5	5			0	5	0	0.0%
土浦自動車㈱	3	3			0	3	0	0.0%
山口 博司	5	5			0	5	0	0.0%

3. ③【県西交通圏】

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況

平成26年1月末現在

事業者名	基準車両数 ① ※H20.7.11 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 による減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④		事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②－(③+④)	事業再構築実施後の 供給力削減状況 削減率 ①－⑤ (①－⑤) / ①	
				減車数	休車数			合計
塚原観光タクシー(有)	7	5	2		0	3	4	57.1%
大利根交通(有)	8	6	2		0	4	4	50.0%
備スマイル	5	5	2		0	3	2	40.0%
岩井交通(有)	6	5	1		0	4	2	33.3%
関鉄県南タクシー(株)	12	11		2	2	9	3	25.0%
中六興業(有)	8	8	2		0	6	2	25.0%
野村タクシー(有)	4	4	1		0	3	1	25.0%
備境タクシー	4	4	1		0	3	1	25.0%
備絹西タクシー	4	4	1		0	3	1	25.0%
朝日自動車(株)	10	9	1		0	8	2	20.0%
赤連タクシー(有)	5	5	1		0	4	1	20.0%
栄光交通(有)	11	9			0	9	2	18.2%
日吉交通(株)	18	17		2	2	15	3	16.7%
(有)一三タクシー	18	17	2		0	15	3	16.7%
(有)池田タクシー	6	6	1		0	5	1	16.7%
総和中央交通(株)	14	12			0	12	2	14.3%
細谷タクシー(有)	7	7	1		1	6	1	14.3%
川島交通(有)	7	7	1		0	6	1	14.3%
さくら交通(有)	7	7		1	1	6	1	14.3%
(株)ナカヤトランスポート	14	13	1		0	12	2	14.3%
結城合同タクシー(有)	15	15	2		0	13	2	13.3%
(株)丸通ハイヤー	31	29	2		0	27	4	12.9%
(合名)下館ゴータク	25	22			0	22	3	12.0%
三和交通(有)	9	9		1	1	8	1	11.1%
明野タクシー(有)	10	10	1		0	9	1	10.0%
(有)英光タクシー	10	10	1		1	9	1	10.0%
日の出交通(有)	10	10		1	1	9	1	10.0%
岡田ハイヤー(合資)	10	10	1		0	9	1	10.0%
古河合同タクシー(有)	31	29			1	28	3	9.7%
(有)三妻タクシー	11	11		1	1	10	1	9.1%
八丁タクシー(株)	12	12		1	1	11	1	8.3%
備改進タクシー	12	11			0	11	1	8.3%
城南タクシー(株)	12	12	1		0	11	1	8.3%
水海道ハイヤー(有)	28	28			0	28	0	0.0%
下妻交通(有)	8	8			0	8	0	0.0%
(有)総和タクシー	7	7			0	7	0	0.0%
石塚タクシー(有)	6	6			0	6	0	0.0%
(有)内田タクシー	6	6			0	6	0	0.0%
松並タクシー(有)	5	5			0	5	0	0.0%
大久保タクシー(有)	5	5			0	5	0	0.0%
諸川タクシー(有)	5	5			0	5	0	0.0%
(有)ナガツマ交通	4	4			0	4	0	0.0%
(有)沢木交通	4	4			0	4	0	0.0%
沓掛交通(有)	3	3			0	3	0	0.0%
(有)エイトマン	3	3			0	3	0	0.0%
大東交通(有)	2	2			0	2	0	0.0%
(有)八俣交通	2	2			0	2	0	0.0%
(有)関城交通	2	2			0	2	0	0.0%

3. ④【東北交通圏】

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況

平成26年1月末現在

事業者名	基準車両数 ① ※H22.4.1 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシ-新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ②-③+④	事業再構築実施後の 削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
㈱大宮タクシー	13	13	2	3		3	8	5	38.5%
㈱磯原観光タクシー	12	12		2	1	3	9	3	25.0%
㈱日立南部タクシー	12	12		2		2	10	2	16.7%
㈱滝交通	6	6		1		1	5	1	16.7%
㈱平和タクシー	6	6	1			0	5	1	16.7%
㈱旭タクシー	14	14		2		2	12	2	14.3%
日立電鉄タクシー(株)	98	98		13		13	85	13	13.3%
茨城オート(株)	8	8	1			0	7	1	12.5%
㈱日立タクシー	34	34		4		4	30	4	11.8%
㈱東タクシー	18	18		2		2	16	2	11.1%
常陽タクシー(株)	9	9		1		1	8	1	11.1%
高萩タクシー(株)	20	20		2		2	18	2	10.0%
㈱太田駅前タクシー	10	10	1			0	9	1	10.0%
日立観光ハイヤー	11	11		1		1	10	1	9.1%
椎名観光バス(株)	12	12		1		1	11	1	8.3%
㈱ハトタクシー	12	12	1			0	11	1	8.3%
㈱五来タクシー	14	14	1			0	13	1	7.1%
新星自動車(株)	91	91		5		5	86	5	5.5%
㈱日立常陽タクシー	35	35		1		1	34	1	2.9%
㈱辰巳タクシー	36	36		1		1	35	1	2.8%
石塚観光自動車(株)	6	6				0	6	0	0.0%
㈱昭和ハイヤー	13	13				0	13	0	0.0%
㈱太田安全タクシー	8	8				0	8	0	0.0%
㈱ドリ-ム	2	2				0	2	0	0.0%
㈱太陽タクシー	7	7				0	7	0	0.0%
㈱里美タクシー	3	3				0	3	0	0.0%
㈱美和タクシー	1	1				0	1	0	0.0%
四倉 光江(御前山タクシー)	2	2				0	2	0	0.0%
石塚駅前タクシー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
山方ハイヤー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
㈱常陸ドライブ	9	9				0	9	0	0.0%
㈱中郷タクシー	9	9				0	9	0	0.0%